大仙市建設工事低入札価格調査制度 実施フロー図（H30.4.1 適用）

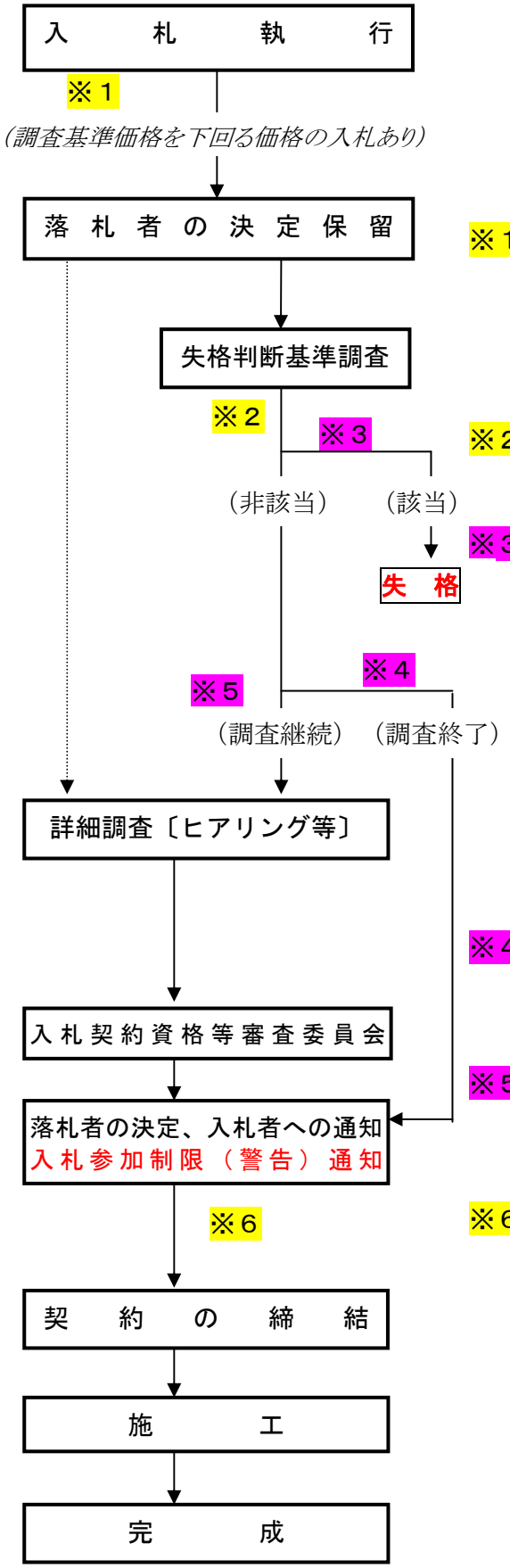

設計金額 2,000 万円以上の案件
および総合評価落札方式による案件　に適用

※１：調査基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9
＋現場管理費×0.85＋一般管理費×0.65
（上限・下限額なし）

※２：失格判断基準調査を実施した者（失格者及び落札候補者）は、下位の案件について落札候補者になることができない。

※３：失格判断基準調査：次のいずれかに該当する場合

①見積内訳明細書の不備により、純工事費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの算出が不能

《変動型失格基準》
②入札価格＜調査基準価格×（C）
（C）は、9.5/10～1 の範囲内で変動する係数

《定率型失格基準》
③入札価格における純工事費　＜設計上の純工事費×0.8

※４：入札価格が設計上の純工事費＋現場管理費×2／5以上、又は入札比較価格の8/10以上の場合は、失格判断調査をもって低入札価格調査を終了する。

※５：入札価格が設計上の純工事費＋現場管理費×2／5未満かつ、入札比較価格の8/10未満の場合は、詳細調査を行い、委員会の審議を受ける。

※６：契約者及び失格者は、通知の日から２月間の入札参加制限に加え、３月間の警告措置を講ずる。

上記以外の低入札者は３月間の警告とし、警告期間内の低入札者は入札参加制限の期間を４月間＋警告３月間とする。

低入札調査を経て契約する場合は、次の措置を講ずる。
履行保証割合　１割→３割
前払金の割合　４割→２割
技術者専任配置の場合　増員配置